松 病 一 般 第 １ 号
平成３０年９月１日

松戸市病院事業公有財産売却一般競争入札の実施について

松戸市病院事業　管理局　管財課

次のとおり松戸市病院事業の公有財産を一般競争入札により売払いをするので、松戸市病院事業会計規程第９３条第１項の規定により公表する。

１　売払物件
次の物件を入札に付し、売り払う。

所在	区分	地目・構造	面積（㎡）		予定価格（円） 最低落札価格
松戸市古ケ崎二丁目 3219 番	土地	宅地	地積	1362.88	69,288,000
	建物	ＲＣ造 2 階建 2 棟	床面積	794.62	

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。
(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号該当すると認められる者
(2)　日本語を完全に理解できない方
(3)　病院事業が定める本ガイドラインおよびヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
(4)　公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
(5)　個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
(6)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
(7)　日本国内に住所、連絡先がいずれもない方
(8)　地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）を滞納している者

(9)　地方自治法第238条の3第1項の規定により公有財産に関する事務に従事する本市の職員

3　インターネット公有財産売却システムによる入札

インターネット公有財産売却システム（インターネットを利用した財産の売払いに関する入札を行うための情報処理システムをいう。）による入札とは、松戸市病院事業が実施する公有財産の売却に係る入札をいう。

入札参加者は、ヤフー株式会社が提供するYahoo!官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により入札参加仮申し込みの手続き及び入札を行う。

4　公有財産売却の物件情報を示す場所

Yahoo!官公庁オークションサイト　https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/

※平成３０年９月３日（月）午後１時より上記サイト上で情報を公開する。

5　一般競争入札の仮参加申込みに関する事項

(1)　受付期間　平成３０年９月　３日（月）午後１時から
　　平成３０年９月１９日（水）午後２時まで

(2)　受付場所　売却システム上

6　一般競争入札の参加申込み（本申込み）に関する事項

入札参加申込み（本申込み）は、所定の申込書を下記の受付場所及び期間に持参又は郵送により提出しなければならない。なお、売却システムにより入札参加仮申込みをしていない者は、本申込みができない。

(1)　受付期間　平成３０年９月１３日（木）午後１時から
　　平成３０年９月１９日（水）午後２時まで

※郵送の場合は平成３０年９月１９日（水）必着

(2)　受付場所　松戸市病院事業管理局管財課（松戸市立総合医療センター４階）
　　松戸市千駄堀９９３番地の１　電話０４７－７１２－０７５６

7　松戸市病院事業インターネット公有財産売却ガイドライン、契約条項その他関係書類を示す期間及び場所

(1)　期　　間　平成３０年９月　３日（月）午後１時から
　　平成３０年９月１９日（水）午後２時まで

(2)　場　　所　松戸市病院事業管理局管財課
　　病院事業ホームページ及び売却システム上

８　入札保証金について

(1)　入札に参加しようとする者は、松戸市病院事業会計規程（昭和４３年松戸市病院事業規程第５号）第９４条第１項の規定により応札する売払物件の予定価格の１００ 分の１０以上の入札保証金を納めなければならない。

(2)　平成３０年９月２７日（木）までに松戸市病院事業が入札保証金を確認できない場合、入札に参加することができない。

(3)　落札者の納付した入札保証金は契約保証金に全額充当する。

(4)　入札保証金は、落札者のものを除き、開札後に還付する。

(5)　落札者が平成３０年１０月２６日（金）までに売買契約を締結しない場合、入札保証金は松戸市病院事業に帰属する。

９　入札期間、入札確定日時、開札場所

(1)　入札期間　　平成３０年１０月　４日（木）午後１時から
　　平成３０年１０月１１日（木）午後１時まで

(2)　入札確定日時　平成３０年１０月１５日（月）午後５時

(3)　開札場所　　売却システム上

１０　入札の方法

(1)　入札は、売却システム上で入札価格を登録して行う。

(2)　入札は１回のみ行うことができるものとし、入札者の都合による取消しや変更はできない。

１１　入札の無効

次の入札は無効とする。

(1)　入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(2)　郵便又は持参による入札

(3)　申請書又は提出書類において虚偽の記載をした者の入札

(4)　その他入札に関する条件に違反した入札

１２　落札者の決定

(1)　入札期間終了時において、売却システム上で売払物件ごとに、入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。

(2)　最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

(3)　落札者の決定にあたっては、落札者の「Yahoo!JAPAN ID」を落札者の氏名（名称）とみなす。

１３　契約締結

契約者は、平成３０年１０月２６日（金）までに売買契約を締結し、売払い代金は、平成３０年１１月３０日（金）までに一括で納付しなければならない。なお、売払い代金が期日までに納付されない場合は、契約保証金は違約金として松戸市病院事業に帰属する。

１４　契約保証金について

(1)　落札者が納付した入札保証金は契約締結と同時に契約保証金へ全額充当する。

(2)　契約保証金には、利息は付さない。

(3)　落札者が納付した契約保証金は、売払代金の一部に充当する。

１５　条件

売買契約に当たっては、次の条件を付す。

(1)　用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第６号までに規定する者並びにその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反すことに供する用途

②　風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供する用途

(2)　用途制限の承継義務等

①　落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

②　落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

③　上記(1)および、(2)における当該第三者の義務違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

(3)　売買契約に当たっては、上記以外に条件を付す場合がある。

１６　問い合わせ先

松戸市病院事業　管理局　管財課　電話　０４７－７１２－０７５６